

会計年度任用短時間勤務職員（青少年教育カウンセラー）募集案内

1 募集職種

青少年教育カウンセラー

2 業務内容

- (1) 青少年相談・教育相談に関わる電話相談・面談相談に関すること
- (2) 指定された学校における出張相談に関すること
- (3) 教員や関係者に対するコンサルテーションに関すること
- (4) 教育支援センターにおける支援に関すること
- (5) 青少年・教育相談に関する講演会等の講師に関すること
- (6) 不登校等対策支援事業の実施に関すること
- (7) その他教育相談課の業務に関すること

3 応募資格

相談業務に熱意のある人で、次のいずれかに該当する人

- (1) 臨床心理士の資格取得者又は見込みの者
- (2) 公認心理師の資格取得者又は見込みの者
- (3) 大学院で心理学を専門に学び、相談業務に従事した経験のある人

4 募集人数

- (1) 会計年度任用短時間勤務職員 10名程度
- (2) 会計年度任用短時間勤務職員育児休業代替職員 若干名

5 任用期間

- (1) 会計年度任用短時間勤務職員

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※任用期間満了後、人事評価の結果が良好である場合に再度の任用が可能

- (2) 会計年度任用短時間勤務職員育児休業代替職員

育児休業者の復帰状況を踏まえ、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間内で任用期間を決定します。

※育児休業中職員の復帰状況に応じて延長の可能性あり

6 勤務条件

- (1) 身分：相模原市会計年度任用短時間勤務職員
- (2) 勤務地：教育相談課 市内各相談室、市内各教育支援センター、市立小・中・義務教育学校
- (3) 勤務日：週4日（月曜日は要勤務日）
- (4) 勤務時間（1日あたり）：7時間30分（※休憩1時間を除く）
 - ア 相談室勤務日：午前8時45分から午後5時15分
 - イ 学校勤務日：午前9時から午後5時30分（原則）
 - ウ 教育支援センター勤務日：午前8時45分から午後5時15分（原則）
又は午前10時30分から午後7時まで（原則）
- (5) 給与等：月額 254,000円以上
通勤交通費は別途支給（実績に応じて翌月払い）
期末手当・勤勉手当・昇給あり
過去に相模原市会計年度任用短時間勤務職員の同職種であった者は経験反映あり
※記載の報酬額等については、例規改正により変更される場合があります。
※通勤交通費は通勤距離が片道2キロメートル以上の場合、規定に応じて支給します。
- (6) 休暇：年次休暇（有給）、特別休暇等
 - ア 会計年度任用短時間勤務職員
年次休暇：10日付与予定
特別休暇：付与有り
 - イ 会計年度任用短時間勤務職員育児休業代替職員
年次休暇：付与有り
特別休暇：付与有り
- (7) 社会保険等：神奈川県市町村職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償

7 申込方法等

- (1) 申込期間：令和8年10月20日（火）～令和8年11月20日（金）
- (2) 申込書類：申込書（様式あり）
※申込書類は相模原市教育相談課指定の様式をご使用ください。
市ホームページからダウンロードすることができます。
- (3) 申込受付：相模原市教育相談課採用担当者宛て（※問い合わせ先参照）に
申込書類を直接持込または郵送（11月20日（金）午後5時必着）
- (4) 注意点
 - ア 直接持込の受付は、平日午前9時から午後5時までです。
 - イ 送付状（添え状）は不要です。
 - ウ 提出いただいた申込書等は返却いたしません。
（書類の個人情報は採用にかかる事務以外には一切使用いたしません。）

8 選考方法

- (1) 一次審査（書類選考）：申込書類による書類選考を行います。

結果につきましては、合否にかかわらず11月27日（金）までにご連絡します。

- (2) 二次審査（個人面接）：一次審査合格者を対象に12月8日（火）から12月10日（木）までの間で個人面接を行います。

面接については本課で指定した日時で実施しますので、予定の確保をお願いいたします。

結果につきましては、合否にかかわらず12月中旬までに通知します。

9 選考結果

選考の結果、合格者となった者を「相模原市教育相談課採用候補者名簿」に登載します。名簿に登載となった方には通知を発送いたします。

10 相模原市教育相談課採用候補者名簿

- (1) 名簿の有効期間

採用候補者名簿は、名簿登載から令和10年3月31日までの任用において、有効な名簿となります。

※名簿登載されても必ず採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。

- (2) 名簿登載の取り消し

以下の事項に該当する場合は、登載期間にかかわらず、名簿から削除します。

ア 任用資格を欠いていることが明らかとなった場合

イ 名簿登載者本人から、書面により名簿登載辞退の申出があった場合

- (3) 名簿再登載の取扱いについて

育児休業代替職員として勤務いただける職員については、次回以降の正規採用枠試験において、業務経験者として加算して採点します。

11 採用

名簿登載者から採用内定者となった方へ、採用担当者からお電話にて連絡するとともに、採用内定通知を発送いたします。

12 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要とな

ります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本課の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、内定後、こども性暴力防止法関連システムを用いて法務省刑事局（検察庁）に犯罪事実確認のための照会を行います。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

1 3 採用に関する問い合わせ先

〒252-0239

相模原市中央区中央3-13-13 相模原市立青少年相談センター内

相模原市教育委員会 教育相談課 総務班

電話：042-769-8285



（参考）教育相談課ホームページ

教育相談課各相談室及び教育支援センター所在地は、

右記QRコードより教育相談課ホームページの「アクセス」ページを参照してください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。